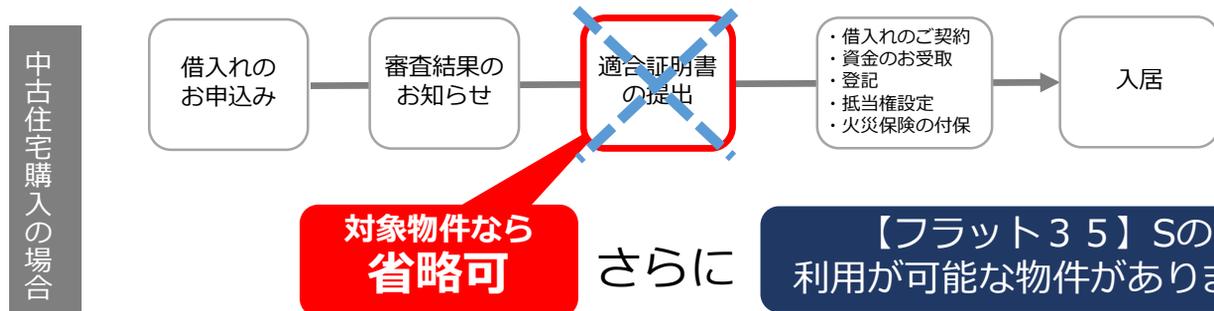


中古住宅の『適合証明書』の取得を 省略できる物件を拡大！

さらに

【お申込みからご入居までの手順の流れ】



○【フラット35】をご利用いただく場合、通常「適合証明書」の取得及び提出が必要ですが、下表①～⑤の対象物件なら「適合証明書」の取得及び提出を省略することが可能です。

省略の対象物件	
①	新築時に 長期優良住宅の認定 ※1を受けた住宅 (築年数20年以内) → 【フラット35】S 金利Aプラン利用可
②	新規追加 安心R住宅 ※2 かつ 新築時に【フラット35】を利用※3した住宅 → 【フラット35】S 金利Bプラン利用可
③	築年数10年以内 かつ 新築時に【フラット35】を利用※3した住宅 → 【フラット35】S 金利Bプラン利用可
④	長期優良住宅が 検索可能に 「中古マンションらくらくフラット35」 に該当 → 【フラット35】S 利用可能物件あり
⑤	新規追加 団体登録住宅 ※4 かつ 【フラット35】の基準に適合していることを あらかじめ確認した住宅 → 【フラット35】S 利用可能物件あり

詳しいご利用方法については → 裏面参照

- ※1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の規定による長期優良住宅建築等計画の認定をいいます。
- ※2 安心R住宅とは、耐震性があり、インスペクション（建物状況調査等）が行われた住宅であって、リフォーム等について情報提供が行われる中古住宅をいいます。国が審査・登録した団体（令和元年10月1日現在：9団体）に所属する事業者（宅建業者等）が、安心R住宅である旨のロゴマークの使用を認められています。
- ※3 購入される住宅において新築時に利用された融資が【フラット35（保証型）】の場合は、新築時に利用された融資の取扱金融機関と今回ご利用になる取扱金融機関が同一である場合のみ対象となります。
- ※4 団体登録住宅とは、機構と協定を締結した団体が運営する中古住宅の登録制度の対象となる住宅をいいます。機構と協定を締結した団体は、令和元年10月1日現在、一般社団法人優良ストック住宅推進協議会です。



【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。

中古住宅の『適合証明書』取得省略のご利用方法

省略の対象物件ごとに定められた下記の書類を取扱金融機関に提出してください。

* 各種の確認書はフラット35サイトからダウンロードしてご記入ください。

省略の対象物件

取扱金融機関へ提出いただく書類

①

新築時に**長期優良住宅**
の認定を受けた住宅
(築年数20年以内)



* 確認書 (長期優良住宅用)

長期優良住宅
認定通知書 (写)

登記事項
証明書

②

安心R住宅
かつ
新築時に【フラット35】
を利用した住宅



* 確認書 (安心R住宅用)

安心R住宅
調査報告書 (写)

登記事項
証明書

③

築年数**10年以内**
かつ
新築時に【フラット35】
を利用した住宅



* 確認書 (築年数10年以内用)

登記事項証明書

④

「中古マンション
らくらくフラット35」
の場合



フラット35サイトで
対象物件を検索*

※長期優良住宅認定の有無も検索可能

「適合証明省略に関する
申出書」を印刷

⑤

団体登録住宅
かつ
【フラット35】の基準に
適合していることをあらか
じめ確認した住宅



* 確認書 (団体登録住宅用)

団体が基準確認を
実施した書類



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

〈フラット35サイト〉

www.flat35.com

お客さまコールセンター

ハロー フラット35
0120-0860-35

営業時間：9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)
利用できない場合(国際電話など)は、次の番号におかけください。

048-615-0420 (通話料金が掛かります。)